

神商連発第24号  
令和3年6月30日

神奈川地方最低賃金審議会会長 盛 誠吾 様

神奈川労働局長 川口 達三 様

(一社) 神奈川県商工会議所連合会  
会頭 上野 孝



## 神奈川地方最低賃金額の審議について（要請）

平素から当連合会の運営にご指導・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も中央最低賃金審議会において、令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について答申され、これを受けて、神奈川地方最低賃金審議会において議論がされるものと拝察します。

つきましては、審議にあたって配慮していただきたい次の3点について申し入れをします。

### 1 コロナ禍の厳しい地域経済の状況や雇用動向を踏まえ、最低賃金引上げの凍結

新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国経済は危機的な情勢が続いており、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、飲食業や観光産業、それらの関連する業種などさまざまな業種で厳しい業況の企業が多くなっています。こうした中、強制力を持って適用される最低賃金を引き上げるとは、中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことが強く懸念されます。

そこで、今後の審議に当たっては、こうした状況を十分に考慮していただき、最低賃金引上げの凍結に向けた対応を要請します。

なお、日本商工会議所では、本年4月15日付けで、最低賃金に関する要望を行っていることを申し添えます（別添要望書添付）。

### 2 同一県内にあっても地域の実態を踏まえたきめ細やかな制度設計の導入

神奈川県の地域別最低賃金は、令和2年10月から1,012円（前年度比1円増）となっており、東京都（1,013円）とほぼ同額で全国2番目の高い水準にあり、隣接する山梨県（838円）、静岡県（885円）との間に大きな格差があります。

現在、地域別最低賃金は、神奈川県内一律となっていますが、県内においても、東京都に接する横浜・川崎などの都市部と県西部・県北部と

比べると、物価や賃金にかなりの格差があることは歴然としており、これは、公務員の地域手当や生活保護費が同じ県内であっても市町村によって異なっていることから明らかであり、県のエリアを区切った決め方が必要であると考えるところであります。

特に県境の地域においては、隣接県と同じ地域経済圏にありながら、人件費の負担が重く、経済活動において隣接県の企業との競争に著しい不利益を生じております。

最低賃金については、生活保護費等と同様に、地域ごとの実態を踏まえた、きめ細やかな制度設計を導入していただきますよう要請します。

### 3 改定後の最低賃金の発効日を年度当初とするよう制度の変更

従来から改定後の最低賃金については、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスになっています。

そうした場合、各企業は、地方最低賃金審議会での正式決定から発効日までの2カ月程度で最低賃金引上げに対応せざるを得ないため、支払い原資の確保やシステム改修等の準備に十分な対応ができない状況にあります。

また、年度当初に発注した年間契約などは、年度途中での増額改定を発注者へ要求することが困難な場合があり、中小企業の収益を圧迫することとなっています。

このため、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効により年度当初とするよう制度変更を要請します。

## 最低賃金に関する要望

～コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、「現行水準の維持」を～

2021年4月15日  
日本商工会議所  
全国商工会連合会  
全国中小企業団体中央会

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界経済は甚大な影響を受けており、わが国においても足下の景況感は極めて厳しく先行きの見通しも立たない、まさに危機的な経済情勢が続いている。過去の震災や近年の台風等の自然災害を受けた地域を含め、多くの企業が苦境の中でギリギリの経営努力を続けている。しかし、緊急事態宣言が再発出・延長されたことで、特に飲食業では営業時間の短縮要請、観光産業ではGoToトラベルの一時停止により、関連する業種の企業も含め、昨年度以上に厳しい業況の企業が多い。また、昨年に休廃業・解散した企業は約5万件と前年比14.6%増えたとの調査結果もあることから、今後も倒産・廃業が目を追うごとに増加することが懸念される。

一方、最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、政府方針により、明確な根拠が示されないまま、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える3%台の大幅な引上げが2016年から2019年まで4年連続で行われてきた。昨年度の全国加重平均額はコロナ禍により1円の引上げであったが、現在の「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針を踏まえると、危機的な経済情勢であるにも関わらず、再び中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引上げが行われるのではないかと、といった不安の声が多く聞かれている。

政府はこれまで各種給付金や雇用調整助成金等の支援策を総動員し、中小企業・小規模事業者の「事業の存続」と「雇用の維持」を強力に支えてきた。こうした中、あらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げることは、一連の政策効果を打ち消し、中小企業・小規模事業者を更なる窮状に追い込むことが強く懸念される。

こうした現状認識のもと、われわれ中小企業三団体は、今年度の審議にあたり、政府に対して下記を強く要望する。

## 記

- ①企業における「事業の存続」と「雇用の維持」が最優先課題であるとの認識のもと、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。
- ②最低賃金は、法が定める三要素に基づき、明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。コロナ禍の収束が見通せない中、政府は中小企業・小規模事業者の資金繰りや事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むべきであり、今年度は、足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、「現行水準を維持」すること。
- ③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。

以上

神奈川県最低賃金審議会

会長 盛 誠吾 様

神奈川県労働局

局長 川口 達三 様

## 21年度・神奈川県最低賃金改定にあたっての要望書

コロナ禍は収束せず、「まん延防止等重点措置」に基づく要請が継続し、飲食業や宿泊業などを中心に影響が及んでいます。一方で、全体の経済活動は通常に戻りつつあり、史上最高の利益をあげる企業もうまれています。

今年1月27日に経団連の中西前会長は「日本の賃金水準がいつの間にか経済開発協力機構のなかで相当下位になっている」と発言しました。いくつかの要因があると思いますが、神奈川県労連は日本の最低賃金が低い水準にあることが大きな要因と考えます。コロナ禍においては、最低賃金近傍で働いていた非正規雇用労働者が貯えをすることができず、休業などによってたちまち生活困窮に陥る事態となりました。年間2000時間働いても、年収200万円そこそこのにかならない最低賃金の水準を、憲法25条が定める「健康で文化的な生活」が実現できる水準まで早期に引き上げることを強く求めます。

また神奈川県労連では、コロナ禍のダメージから経済を回復させ、個人消費の回復による景気の好循環をつくっていくための施策として、最低賃金を大幅に引き上げることが必要だと考えています。日本と同様またはそれ以上に新型コロナウイルスの感染拡大が深刻であった、イギリスやドイツ、フランス、アメリカの一部自治体などでは、最低賃金が引き上げられています。

さらに、賃金格差を一つの要因とした疲弊する地域経済の回復や、事業者の公正競争の観点などから、全国一律の最低賃金制度の確立や、最低賃金引き上げに中小零細企業などが対応できるよう、政府による抜本的な支援策拡充や、公正取引実施の強化なども重要だと考えています。

以上の観点から、下記事項について神奈川県最低賃金審議会で議論していただくよう、要望します。

### 記

1. 神奈川県最低賃金時間額を早期に「時間額1500円以上」にすること。生計費を満たす最低賃金額の水準を議論していただくこと。
2. 地方ごとの最賃額の格差の是正や、全国一律最低賃金制の確立を議論し、中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に意見を具申すること。
3. 中央最賃審議会と厚労大臣に、中小企業支援策の抜本的強化を求めること。

2021年7月15日

神奈川県労働組合総連合  
議長 住谷 和典

神奈川県最低賃金審議会  
会長 盛 誠吾 様  
神奈川県労働局  
局長 川口 達三 様

## 21年度・神奈川県最低賃金改定にあたっての要望書

日本経済は2019年の消費税増税に加えて、昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大が労働者のくらしと地域経済に大きな影響を与えています。そして、コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが最低賃金付近の低賃金で働きながら、私たちのいのちと地域を支えています。パートやアルバイト、派遣などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は派遣や不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めた結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。コロナ化を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。日本と同様またはそれ以上に新型コロナウイルスの感染拡大が深刻であったイギリスやドイツ、フランス、アメリカの一部自治体などでは、最低賃金を確実に引き上げて経済回復の道筋をつくっています。

さらに、賃金格差を一つの要因とした疲弊する地域経済の回復や、事業者の公正競争の観点などから、全国一律の最低賃金制度の確立や、最低賃金引き上げに中小零細企業などが対応できるよう、政府による抜本的な支援策拡充や、公正取引実施の強化なども重要だと考えています。

年間2000時間働いても、年収200万円そこそこにしかない最低賃金の水準を、憲法25条が定める「健康で文化的な生活」が実現できる水準まで早期に引き上げることを強く求めます。

以上の観点から、下記事項について神奈川県最低賃金審議会で議論していただくよう、要望します。

### 記

1. 神奈川県最低賃金時間額を早期に「時間額1500円以上」にすること。生計費を満たす最低賃金額の水準を議論していただくこと。
2. 地方ごとの最賃額の格差の是正や、全国一律最低賃金制の確立を議論し、中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に意見を具申すること。
3. 中央最賃審議会と厚労大臣に、中小企業支援策の抜本的強化を求めること。

2021年7月15日

ユーコープ労働組合  
中央執行委員長 折田 真也



神奈川県最低賃金審議会

会長 盛 誠吾 様

神奈川県労働局

局長 川口 達三 様

## 21年度・神奈川県最低賃金改定にあたっての要望書

コロナ禍は収束せず、「まん延防止等重点措置」に基づく要請が継続し、飲食業や宿泊業などを中心に影響が及んでいます。一方で、全体の経済活動は通常に戻りつつあり、史上最高の利益をあげる企業もうまれています。

国土交通省および建設業団体では、年間でおおむね2%以上の技能者の賃金上昇を目指すという目標の実進を進めています。建設現場には、多くの外国人実習生が従事していますが、その多くが最低賃金となっており、現場従事者の賃金下落が懸念されています。

こういう状況のなかで、最低賃金の引上げは、現場従事者の賃金底上げにつながり、国土交通省および建設業団体が目指す賃金2%上昇から言っても、最低賃金は少なくとも2%以上の引上げが必要だと考えます。建設業団体では、協力会社など中小零細事業主に対して、労務費見積尊重宣言を出すなど、引上げられた最低賃金に基づいて試算された労務費を支払うことも進めています。建設産業の担い手確保から最低賃金の引上げは必須だと考えます。

さらに、賃金格差を一つの要因とした疲弊する地域経済の回復や、事業者の公正競争の観点などから、全国一律の最低賃金制度の確立や、最低賃金引き上げに中小零細企業などが対応できるよう、政府による抜本的な支援策拡充や、公正取引実施の強化なども重要だと考えています。

以上の観点から、下記事項について神奈川県最低賃金審議会で議論していただくよう、要望します。

### 記

1. 神奈川県最低賃金時間額を早期に「時間額 1500 円以上」にすること。生計費を満たす最低賃金額の水準を議論していただくこと。
2. 地方ごとの最賃額の格差の是正や、全国一律最低賃金制の確立を議論し、中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に意見を具申すること。
3. 中央最賃審議会と厚労大臣に、中小企業支援策の抜本的強化を求めること。

2021年7月15日

神奈川県建設労働組合連合会

会長 塚本 三千雄

神奈川県最低賃金審議会

会長 盛 誠吾 様

神奈川県労働局

局長 園田 宝 様

## 神奈川県地方の最低賃金を早期に 1500 円にすることと

### 地域間格差の解消と中小企業支援策の拡充を求める意見書

コロナ禍での医療・介護・福祉分野は、地域住民の命と健康を守る職業にとって深刻な影響を齎しています。コロナ対応の有無に関わらず常に感染不安を抱えながら働くことは、心身ともに疲弊度を加速させ、納得できる安心・安全のサービスの提供に支障をきたし兼ねません。

また、地域住民の生活を支える仕事の多くを非正規雇用労働者が担っており、医療・介護・福祉分野でも非正規雇用労働者は少なくありませんし、最低賃金近傍の低賃金で働いている実態もあります。この間、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛によって雇用や勤務時間等が脅かされ、収入が著しく減った非正規労働者も多く社会全体にとって大きな打撃を与えています。最低賃金の低い地方ほど中小零細規模の事業所が多く経済的ダメージがより深刻となっています。内需の拡大と人手不足の解消によってこの難局を乗り越えるために今こそ、賃金・最低賃金の引き上げが不可欠です。

2020年度の神奈川県の最低賃金額は1,012円。仮に最低賃金額で毎日8時間働いたとしても、年収は210万～240万円程度にしかならず、税金等が引かれれば手取りで20万円を下回ってしまいます。憲法25条と最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」に反します。全労連の最低生計費試算調査では、収入が少ない若者が単身で生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月22万～24万円（税込み）との結果が出ています。全く足りていません。

医療・介護・福祉労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、だれもが安心して暮らせる社会を実現するため、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制を要望します。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

#### 記

1. 神奈川県最低賃金時間額を早期に1500円以上にしてください。
2. 中央最低賃金審議会と厚労大臣に、全国一律最低賃金制の確立を進めるよう求めてください。
3. 中央最低賃金審議会と厚労大臣に、中小企業への支援策を抜本的に強化することを求めてください。

2021年7月15日

神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 古岡 孝広



2021年7月15日

神奈川県最低賃金審議会

会長 盛 誠吾 様

神奈川県労働局

局長 園田 宝 様

全労連・全国一般労働組合神奈川県本部

執行委員長 水谷 正人

印省略

## 神奈川県の最低賃金を1500円以上とすることと 中小企業支援策を拡充し、地域間格差を解消することを求める意見書

私たちは民間産業で働く労働者を個人加盟方式で組織する労働組合です。主に中小企業で働く労働者を組織し、介護、保育、小売、飲食店、ゴミ収集、下水道処理施設の維持管理など国民のライフラインを守るエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者も多数所属しています。そうした立場から、最低賃金の水準および最低賃金をめぐる制度・政策等について以下のとおり意見します。

新型コロナウイルスの感染拡大により東京都に4度目の緊急事態宣言が発出され、首都圏は再び飲食店の営業自粛、大型イベント等の中止や延期、無観客開催などを迫られる事態となっています。これらに関連する事業者はすでに度重なる営業自粛やその他の措置によって疲弊し、多くの事業者が不安を感じています。また、そこで働く労働者の多くは非正規雇用であり、収入減によって生活の維持が難しくなる方が急増し、自治体や福祉団体の炊き出しには過去にないほど多くの方が並ぶ現状があります。

これは現行の最低賃金額が、労働者の生活実態に対して日々の暮らしを漸く支え得る程度の僅かな金額でしかなく、緊急時に備えて貯蓄をする余裕が無いことの何よりの証左です。

また、昨年度の神奈川県最低賃金は、1円引き上げ、引き上げ率0.1%の改定にとどまりましたが、春闘の賃上げ率(2%前後)と比較するとコロナ禍で賃金格差がより一層拡大していることは明らかです。

介護、保育、小売、飲食店などは非正規労働者も多く働いており、女性労働者の比率が高い職場ですが、ジェンダー平等の観点からも格差の拡大は問題があります。

何より最低賃金の水準は生計費を満たす金額にする必要があります。

更に、最低賃金の引き上げは、非正規労働者だけでなく正規労働者の賃金にも大き



く影響します。

民間の中小零細企業の賃金は、定期昇給制度も無いところが多く、高卒初任給の水準は最低賃金の水準に張り付いているのが実態です。正社員といえども年齢や経験に関係なく、現行の最低賃金の水準で働いている労働者も少なくありません。最低賃金が引き上がらなければ賃上げも難しい職場もあります。

一方で、緊急事態宣言下にも関わらず東京五輪が強行されようとしており、そこで有償スタッフとして働く大手人材派遣会社の派遣労働者の賃金は全国どこの勤務地で働いても時給 1650 円と定められています。スタッフの中には特段のスキルや資格等を求められない分野も多くあり、これらは五輪でなければ最低賃金付近で雇用されるのが通例であると考えられます。

とは言え、五輪はスポーツの祭典であると同時に、経済、文化活動、働き方や雇用関係についても今後の社会の規範となるようなレガシーを残すという国際的な役割を担うものでもあります。先進国であればいまや世界中どこでも、時給 1500 円を上回らなければまともな生活はできず、五輪関係労働者の賃金もこれを元に設定されたものでしょう。多くの批判を浴びながらも開催される東京五輪がそのレガシーとして『全国どこでも最低時給 1500 円』という制度の呼び水となるならば、その開催にも大きな意義を与えることにもなるのではないのでしょうか。

最低賃金の大幅な引き上げには当然、それを支出する事業者、とりわけ中小零細企業への激変緩和措置、および制度維持のための恒久的措置としての支援策の拡充も必要になります。また、地域間格差の大きな現行の最低賃金制度は地方から都市部へ労働力が流出するなど地域経済を疲弊させています。

コロナ禍でも大企業（資本金 10 億円以上）は、内部留保を増やし、その額は 2020 年度末で 459 兆円にも膨れ上がっています。内部留保への課税など富の再分配を見直せば、中小企業支援や社会保障強化の財源は賄えます。

つきましては、下記のとおり意見・要請いたします。

#### 記

1. 神奈川地方最低賃金時間額を早期に 1500 円以上にしてください。
2. 中央最低賃金審議会と厚労大臣に、全国一律最低賃金制の確立を進めるよう求めてください。
3. 中央最低賃金審議会と厚労大臣に、中小企業への支援策を抜本的に強化することを求めてください。

以上



神弁発第2263号  
2021年7月15日

神奈川県労働局長  
園田 宝 様

神奈川県弁護士会  
会長 二川 裕之



### 会長声明の送付について

当会では、7月14日付で「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために、神奈川県最低賃金の引き上げを求める会長声明」を発表いたしました。

ここに声明文をお送りいたしますので、その趣旨をご理解いただき、善処下さいますようお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

神奈川県弁護士会 事務局 松山

〒231-0021 横浜市中区日本大通9

TEL: 045-211-7705

FAX: 045-211-7718

低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために、  
神奈川県最低賃金の引き上げを求める会長声明

当会は、国に対し、中小企業への十分な支援策を講じることを求めるとともに、神奈川県最低賃金審議会に対し、最低賃金の引き上げを答申するよう求めます。

- 1 昨年度、神奈川県最低賃金審議会は、新型コロナウイルス感染症拡大の経済への影響を考慮し、最低賃金の引き上げ額を1円とする答申を行い、神奈川県の最低賃金の引き上げ額は1円(最低賃金額1012円)にとどまりました。今年度も、昨年度に引き続き、中央最低賃金審議会及び神奈川県最低賃金審議会の答申は低賃金労働者にとって厳しいものとなることが予想されます。
- 2 しかしながら、これまでの当会会長声明で繰り返し述べてきたように、2008年7月に施行された改正最低賃金法9条3項が「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性」を求めているにもかかわらず、実質的には、未だに最低賃金と生活保護との乖離は解消されていません。コロナ禍においても、低賃金労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるために、最低賃金額の引き上げは継続して行われるべきです。
- 3 世界の国々の最低賃金に目を向けると、例えば、フランスでは、2021年1月に10.15ユーロ(約1329円)から10.25ユーロ(約1342円)に引き上げられました(1ユーロ131円で換算)。また、ドイツでも、2021年1月に9.50ユーロ(約1244円)に引き上げられ、同年7月からは9.60ユーロ(約1257円)、2022年1月に9.82ユーロ(約1286円)、同年7月に10.45ユーロ(約1368円)に引き上げられることが決定されています。さらに、イギリスでも、2021年4月から成人(23歳以上)の最低賃金が8.72ポンド(約1334円)から8.91ポンド(約1363円)に引き上げられました(1ポンド153円で換算)。

このようにコロナ禍においても、多くの国々で最低賃金の引き上げが積極的に実現されているところであり、日本でも最低賃金の引き上げが実現されなければなりません。

4 もちろん、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を被っている中小企業の経営も考慮されなければなりません。しかし、中小企業の経営に関しては、国の支援策の拡充によって救済が図られるべきです。現在、国は、最低賃金引き上げに伴う中小企業への支援策として、「業務改善助成金」制度による支援を実施していますが、この制度は、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものではなく、利用件数はごくわずかにとどまっています。

国は、最低賃金を引き上げても日本の経済を支えている中小企業の経営に支障のないよう、諸外国で採用されている社会保険料の事業者負担分の減免措置や、中小企業にとって利用しやすく簡易な新たな補助金制度の創設など更なる支援策を講じるべきです。

5 コロナ禍において、小売店の店員、運送配達員、介護・福祉サービス従事者等社会全体のライフラインを支える職種の重要性が改めて認識されましたが、これらの職種の中には最低賃金に近い時給で就労する労働者も少なくありません。コロナ禍でも、最低賃金の引き上げを実現させてこれらの低賃金労働者を支え、社会のライフラインを維持していくことは極めて重要です。

よって、当会は、国に対し、中小企業への十分な支援策を講じることを求めるとともに、神奈川県最低賃金審議会に対し、最低賃金の引き上げを答申するよう求めます。

2021年7月14日  
神奈川県弁護士会  
会長 二川 裕之